

『生活福祉資金』で生活の立て直しを

「生活福祉資金貸付制度」は、他の貸付制度を受けることができない低所得世帯や障がい者世帯、高齢者世帯の経済的な自立と生活の安定を図ることを目的とした公的な貸付制度です。また、生活でお困りの方に対して、緊急小口資金などの貸付を実施しています。

各貸付資金の種類によって対象要件が設定されていますので、詳しくは、栗山町社会福祉協議会（TEL 72-1322）、またはお近くの民生委員・児童委員にご相談ください。

生活福祉資金の種類

福祉資金 福祉費		教育支援資金	
種類	貸付対象	種類	貸付対象
生業資金	生業を営むのに必要な経費	教育支援費	高等学校、大学等に就学するのに必要な経費
技能習得資金	資格・技能の習得に必要な経費等	就学支度資金	上記学校への入学に際し必要な経費
住宅資金	住宅の増改築・補修、災害による住宅の修繕等	総合支援資金	
福祉用具購入資金	福祉機器・用具を購入するための経費	種類	貸付対象
障がい者用自動車購入資金	障がい者用自動車の購入に必要な経費	生活支援費	失業や収入の減少により、生活再建までの間に必要な費用
中国残留邦人等国民年金追納資金	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	住宅入居費	住宅手当の支給対象者に対する敷金、礼金等住宅の賃貸契約を締結するための必要な経費
療養資金	ケガや病気の療養に必要な経費等	一時生活再建費	失業や収入の減少により、生活を再建するために一時的に必要な費用
介護資金	介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費等		

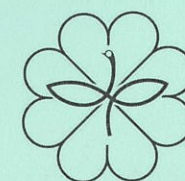
民児協くりやま 第四十七号

発行 栗山町民生委員児童委員協議会
発行年月日 令和五年 七月 一日
発行責任者 会長 月輪 淳裕
編集責任者 広報部長 中井 幸範
事務局 栗山町福祉課内
電話 七三一二二二二
FAX 七三一二二六六

新型コロナウイルスの取り扱いは、季節性インフルエンザと同様となり、少し安心して行動できるようになりました。これまでの外出自粛やイベントの自粛などで感染防止に努めてきたが、それらも解消されて、以前のように活動できるようになってきたと感じています。しかしながら、3年以上の長い期間のマスク生活はすぐには解消できず、全ての人がマスクを外すことが出来る日はまだまだ遠いような気がします。あなたのマスク生活からの解消はいつになるのでしょうか。

編集後記

民児協 くりやま



No. 47
(2023.7.1)

発行 栗山町民生委員児童委員協議会

「人とひとのつながりの再構築へ」

栗山町副町長 橋場 謙吾



昨年5月に栗山町副町長に就任いたしました 橋場 と申します。栗山町の元気創生と新時代の実現に向けて、精一杯取り組んでいく所存ですので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、令和2年の初頭より世界的な広がりとなった新型コロナウイルス感染症も5月8日より季節性インフルエンザと同様の第5類感染症に移行されました。これまで感染予防として奨励されていたマスクの着用も個人の判断に委ねられ、3年もの長期に渡る厳しい感染症対策が緩和されたことに伴い、少しずつ日常が戻りつつあります。

これまで公共施設の閉鎖、イベント開催の中止や縮小、外出の自粛、消毒や検温への対応、そして新型コロナウイルスワクチン接種への対応など、全ての日常が激変する中、これら感染症対策にご理解とご協力をいただきましたことに感謝申し上げます。

また、このような状況下であっても、民生委員児童委員の皆様におかれましては、感染対策とその状況を踏まえた中での定例会の開催や個別の訪問活動など続けていただいていたものと伺っており、改めまして感謝を申し上げる次第です。

現在は、感染症に端を発した経済不安や世界情勢不安が重なり、物価高騰など経済情勢の変化が大きくなっております。また、地域福祉においては、少子高齢化などの影響による核家族化や単身世帯の増加が加速度的に進行し、孤立や孤独、医療や介護、子育て不安など、多くの課題が浮き彫りとなっております。

物価高騰に対しては、国が示す経済対策などを活用し、機動的な対応により、町民のみなさんの不安の払拭と支援を行ってまいります。

地域福祉の課題は、一朝一夕で解決できるものではありませんが、これまで取り組んで参りました「家庭で支える支援」、「地域で支える支援」、「行政で支える支援」の3つの支援の輪による取り組みを引き続き行って参ります。

今後も、民生委員児童委員の皆様をはじめ多くの関係機関・団体の皆様と連携を深めながら、さらなる地域福祉の充実を図ってまいりたいと考えておりますので、引き続き、皆様のご支援と協力をお願い申し上げます。

民生委員・児童委員名簿

任期：令和4年12月1日～令和7年11月30日

氏名	担当区域	氏名	担当区域
大沼英明	松風第1、松風第2、寺町	川合孝俊	中里〔角田幹線排水路西側（中里団地・新里町内会を除く）〕、共和、三日月、富士、道栄
工藤信司	松風本町、松風第5、松風第6	奥村清美	新里
山崎君子	松風第7、松風第8、松風第9	渡邊英雄	中里団地
坂田保彦	松栄、青葉	北山美智子	湯地（ときわ、湯地中央〔湯地自治会除く〕）
中井幸範	睦	橋場一敏	雨煙別、緑丘
坂井亨	7区、8区、9区	島雅昭	鳩山、森、湯地自治会
得地康則	12区	上田廣	北学田、桜山
小澤茂晴	2区、3区、4区	藤島正弘	杵臼、旭台
達優子	5区、6区	月輪淳裕	角田〔第1町内（国道東側）・第5町内〕
加可谷恭子	南（南町内会7～10班）、 どうえい団地	村井守	角田（第2町内・曙団地）
山内道昭	南（南町内会2～6班）	橋元久美子	角田〔第1町内（国道西側）・第3町内・第4町内〕
渡辺操	中央	荒木智	大井分、阿野呂
中村美恵子	錦地区〔10区・北区・西区・ 雇用促進住宅・栗山農事〕	水木稔	南学田
小林勉	山の手、桜丘	萩野里香	継立〔3町内・4町内・AP町内・ 公住町内・恵北町内・松原町内・ 継団町内・農事組合（継北通北側）〕
虻川孝秀	朝日3丁目（朝日町内会6～10班）	田中秀典	継立〔1町内・6町内・8町内・ 11町内・12町内・栄町内・中央町内・ 農事組合（継北通南側）・町内に属さない区域〕
山本光子	朝日2丁目、朝日3丁目（朝日町内会1～5班）	能代久雄	日出
久住八郎	朝日4丁目（朝日4丁目町内会1～6班・12～13班）	青山悟	御園
富山政枝	朝日4丁目（朝日4丁目町内会7～11班・14班・町内会に属さない区域）	藤柳ふたば	南角田、円山、東山、滝下
太田昇	ふじ団地	佐藤曉美	全地区担当、主任児童委員
榎本孝子	中里（角田幹線排水路東側）	小原富佐子	全地区担当、主任児童委員

民児協の活動計画

民生委員児童委員は、各地域における相談支援活動のほかに、それぞれ五つの担当分野に分かれ、地域の実情や問題点の把握など各種情報を収集するとともに、三項目の重点目標を掲げて、福祉関係機関との連携の上、地域に見合った活動を展開します。

- 【重点目標】
- 訪問活動の推進
- 学習活動の強化
- 関係団体との連携



在宅支援部会

【活動目標】

在宅高齢者及び障がい者等の福祉向上を目的に、各種事業展開を図るとともに、各関係機関と連携を深め、地域福祉の向上に努めていきます。

【主な事業内容】

- ふれあい菜園事業
- 高齢者世帯を対象に、トマトインゲン豆などの苗を配布
- 福祉施設訪問
- 福祉関係機関との連携強化と部内研修のため、町内の福祉施設訪問を実施



生活向上部会

【活動目標】

地域の生活向上を目的に、事件や事故、各種悩みごとの相談、生活福祉資金の斡旋と償還に対する適切な指導・助言などを行っています。

【主な事業内容】

- 生活福祉資金制度の周知及び指導・助言
- 要援護者に対する支援体制の推進
- 災害時などにおける要援護者への支援体制を確立のため、町関係機関・町内会等との連携を図る

児童部会

【活動目標】

児童の健全育成を目的に、各関係機関との連携を図り、子どもと家庭の立場に立った活動を行っており、児童福祉の向上に努めていきます。

【主な事業内容】

- 児童公園遊具等の危険箇所調査
- 児童健全育成・児童虐待防止等PR活動
- 「ふれあい広場くりやま」会場において、リーフレット等の配布による啓発活動

ボランティア部会

【活動目標】

地域の福祉活動向上を目的に、各種事業展開を図るとともに、各関係機関と連携に努めていきます。

【主な事業内容】

- 包丁とぎ奉仕活動
- 独居高齢者世帯及び母子世帯を対象に、栗山町技能協会の協力を得て、三月頃に実施



広報部会

【活動目標】

民生委員児童委員の相互理解と資質の向上及び町民に活動状況を理解していただくため、会報を発行します。

【主な事業内容】

- 七月発行（会報誌・町内全戸配布）
- 十月発行（町広報くりやま掲載）
- 十二月発行（会報誌・関係機関配布）